

賃貸借及び保守契約書（案）

1. 賃貸借及び保守

物件名 林業機械化センター複合機の賃貸借及び保守

2. 契約金額

賃貸借 金 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税の額 〇〇, 〇〇〇円)
月額 金 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税の額 〇〇, 〇〇〇円)
保守単価 別紙 1 契約単価表のとおり

3. 規格・数量

別紙 2 複合機の賃貸借及び保守仕様書のとおり
※ 契約締結後は物件名を記載する

4. 物件の設置場所

林業機械化センター 事務所棟 2 階 事務室

5. 契約期間

賃貸借 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
保 守 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6. 契約保証金

免 除

上記賃貸借物件名（以下「物件」という。）について、分任支出負担行為担当 森林技術総合研修
所長 宇山 雄一（以下「甲」と総称する。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以
下「乙」という。）との間に、乙所有の物件の賃貸借について、上記各項及び次の契約条項により賃
貸借及び保守契約を締結する。

本契約の証しとして、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 東京都八王子市廿里町 1 8 3 3 - 9 4
分任支出負担行為担当官
森林技術総合研修所長 宇山 雄一

乙 住 所
商号又は名称
代表者名

契 約 条 項

（目的）

第1条 本契約書は、乙所有の物件を甲に賃貸借した場合に、乙が行う物件の保守管理の方法、代金の請求方法、甲が行う賃貸借物件に対する義務、代金の支払方法等を定め、円滑に賃貸借契約を履行することを目的とする。

（所有権の表示）

第2条 乙は、物件に所有権の表示をするものとする。

（物件の使用、管理）

第3条 甲は、物件を善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 甲の故意又は重大な過失により物件に損傷を与えたときは、乙は甲に対してその賠償を請求することができる。

3 甲は、物件を第三者の権利の目的物とすることはできない。

（保険）

第4条 乙は、物件について賃貸借契約期間中、乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 甲は、前項の保険契約に定める保険事故が生じたときは直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

（物件の保守管理）

第5条 乙は、物件が正常に作動するよう、物件の調整、修理又は部品の交換等（以下「一般保守」という。）所要の保守を行わなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失により生じた一般保守に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙に対して特別の保守（物件に改良を加える等、一般保守を超えた保守をいう。以下一般保守及び特別の保守を総称して「保守」という。）を要求することができる。ただし、それに要する費用は甲が負担するものとする。

3 物件の保守の不完全又は故障により甲の業務に支障が生じたときは、物件が正常な状態で使用できなかった日数に相当する代金額を当該月額代金から減額するものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により物件が故障した場合であってその故障が回復するまでは、この限りでない。

（検査）

第6条 乙は、前条第1項の一般保守管理が完了したときは、その都度保守管理通知書を提出して、検査のため甲が命じた者（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

(代金の支払)

第7条 乙は、前条の検査が完了したときは、賃貸借料については頭書2に定める代金の月額を、保守料については頭書2に定める単価に甲が物件を使用した当該月の枚数を乗じた額に消費税及び地方消費税に相当する額（合計金額に100分の10を乗じた額とし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする）を加えた額を当該月の翌月に甲に書面をもって料金を請求するものとする。

2 甲は、前項の適正な請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の代金を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 甲が約定期間内に前条第1項による代金を支払わないときは、乙はその翌日から起算して支払い日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に関する(昭和24年法律第256号)により定められた率で計算した遅延利息を、甲に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の遅延利息の額が100円未満であるときは支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第9条 賃貸借については、国庫債務負担行為に係る契約として、各会計年度における代金の支払の限度額を、次のとおりとする。

- 一 令和8年度 金 〇〇〇、〇〇〇円
- 二 令和9年度 金 〇〇〇、〇〇〇円
- 三 令和10年度 金 〇〇〇、〇〇〇円
- 四 令和11年度 金 〇〇〇、〇〇〇円
- 五 令和12年度 金 〇〇〇、〇〇〇円

(消費税及び地方消費税の額を含む)

(支援体制)

第10条 乙は、甲が行うシステムの運営等にかかる助言、指導等の技術的支援を適宜行うための支援体制をとるものとする。

(補給品)

第11条 物件に使用する補給品については、甲は乙と協議して定めたものを使用するものとする。

2 甲が前項の補給品以外のものを使用したことによって生じた物件の事故については、乙はその責任を負わない。

(物件の取替、改造)

第12条 甲が物件の取替又は改造を必要とするときは、甲はあらかじめ書面をもって乙に協議するものとし、これに要する費用の負担は、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項により装置の取替又は改造を甲の指示するところに従い、実施するものとする。

(他の機械器具の取付け)

第 13 条 甲は、物件に他の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、あらかじめ書面をもって乙に協議するものとし、これに要する費用は甲が負担するものとする。

2 前項による他の機械器具の取付けは甲の指示するところに従い、乙が実施するものとする。

3 前項による他の機械器具の費用及び搬入費用等は、甲の負担とする。

(物件の移転)

第 14 条 甲は、物件を頭書 4 に定める設置場所から他の場所へ移転する必要が生じたときは、あらかじめ書面をもって乙に協議するものとし、その費用は頭書 2 に定める契約金額とは別に甲が負担するものとする。

(物件の返還)

第 15 条 本賃貸借契約が期間満了、契約解除等により終了したときは、甲は他の機械器具を取り外して、物件を乙に返還するものとする。乙は物件のハードディスクの内容を消去し速やかに撤去しなければならない。

2 物件の返還に要する費用は、乙が負担するものとする。

(契約の解約)

第 16 条 甲は、自己の都合により、その 1 か月以上前に乙に書面をもって予告することにより本契約を解約することができるものとする。

(秘密の保持及び情報セキュリティの確保)

第 17 条 甲、乙は、本契約の実施に際して知り得た相手方の秘密を本契約の終了後においても、第三者に漏らしたり、またほかの目的に利用してはならない。

2 情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が復元できないようにすること。

(損失負担)

第 18 条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときはその限度において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第 1 項又は第 2 項の規定による賠償の責を負わない。

(契約の解除)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができるものとする。

一 甲又は乙が、相手方がこの契約を履行しない、又は履行しないおそれがあると認めたとき

二 天災地変等やむを得ない事由により本契約を履行することができなくなったとき

(違約金等)

第 20 条 甲は、前条第 1 号により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額から履行部分に相当する金額を控除した額の 10 パーセントを乙に請求することができるものとする。この場合の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

(再委託)

第 21 条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であつて、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から前項までの規定は、適用しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 22 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 23 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 24 条 乙は、第 21 条の各号及び第 22 条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 25 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 26 条 甲は、第 19 条、第 22 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 22 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 27 条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 28 条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。

二 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

三 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 29 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に

よる課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第30条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（協議）

第31条 甲、乙は信義をもって誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項又は本契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

(その他)

第 32 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

2 乙は、本契約の履行にあたり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の低減、資源の再利用に努めるものとする。

別 紙

再請負承認申請書

番 号
年 月 日

分任支出負担行為担当官
森林技術総合研修所長
宇山 雄一 殿

(請負者)
住 所
氏 名 印

令和 年 月 日付けで締結した「入札件名」に係る契約について、下記のとおり再請負したいので、契約書第 21 条の規定により承認されたく申請します。

記

1. 再請負先の相手方の住所及び氏名
2. 再請負の業務範囲
3. 再請負の必要性
4. 再請負の金額
5. その他必要な事項

(注) 1. 申請時に再請負先及び再請負の契約金額(限度額を含む。)を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

2. 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額(限度額を含む。)を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
3. 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

保守管理額表

印刷一枚当たり単価

印 刷 形 式	単 価	テスト及び不良印刷による控除率
モノクロコピー・プリント	円	2 %
フルカラーコピー	円	3 %
フルカラープリント	円	3 %

複合機の賃貸借及び保守仕様書

I 賃貸借

1. 複合機の構成及び機能

別紙のとおり

2. 数量

2 式（うち 1 式については FAX 機能付き）

3. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（60 ヶ月）

4. 設置場所

林業機械化センター事務所 2 階事務室

5. 運用等

運用に必要なマニュアル及び資料等は、各 1 部提供すること。

また、操作についての説明を行うこと。

6. 納入・調整等

納入は、担当職員の指示に従うものとし、契約締結日から使用可能な状態に設定すること。

7. 責任の所在

製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

8. その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ打ち合わせを行うこと。

II 保守

1. 上記 I の賃貸借物件の保守に関する条件を、以下のとおりとする。

(1) 年間予定使用枚数（あくまで予定であり数量を保証するものではない）

モノクロコピー・プリント	55,000 枚
カラーコピー	2,000 枚
カラープリント	55,000 枚

(2) 保守基本条項

ア 保守範囲

通常使用上において起こり得る故障修理に関する保守を、本契約範囲とする。

イ 保守受付

毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで。

ウ 保守受付対応

受付専用ダイヤルを設けて、日本語による対応が可能であること。

エ 保守管理番号表示

保守連絡先及び一意の管理番号を表示したシールを当該複写機に貼り付けること。

オ 定期点検

必要に応じて点検整備を定期的を実施すること。

点検整備に一定時間（１時間以上）を要する場合は、事前に管理担当者に連絡し、許可を得ること。

カ 保守料金設定

１枚毎にモノクロコピー・プリント、カラーコピー、カラープリント各々単価を設定するものとする。

キ 保守料金請求

毎月末に当該機器のカウンターから当該月使用枚数を算出し、任意書式にて担当職員に報告し、検査を受けた後、契約単価を乗じた金額に消費税額（１０％）を加えた額を請求するものとする。なお、不良複写の枚数としてカラーコピー、カラープリントは総枚数の３％及びモノクロコピー・プリントは総枚数の２％分を差し引いた枚数を保守料算定の使用枚数とする。

ただし、令和９年３月分については、令和９年３月３１日に上記の報告、確認を受けること。

また、契約満了にともない当該機器を使用しなくなった場合は、機器を撤去した日をもって上記の報告、確認を受けることも可とする。

(3) 保守詳細条項

ア 故障修理の際に使用する部品の費用（修理技術料費、派遣料費等を含む。）は、保守費用に含むものとする。

イ 使用枚数に応じて、発生が予測される故障等を未然に防止する措置を実施すること。

ウ 故障修理の際に交換が必要となった部品（感光体を含む）及び消耗品（用紙、ステープラ針等を除く）費用については、本契約に含むものとする。

エ 交換する部品及び消耗品については、製造メーカーの稼働認定が取れている部材を使用すること。

オ 故障対応については、保守員を速やかに機器設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。

カ 以下の場合については、本契約の対象外とする。

- ・ 天災、地変等保守業者の責に帰すことができない原因により生じた故障修理の場合
- ・ 使用者の故意又は過失により生じた故障修理の場合

(4) 保守体制

ア 製造元メーカー認定の保守実施店としての登録があること。

なお、製造元メーカーが保守業務を請け負う場合は、この限りではない。

イ 全設置場所について、保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。

ウ 保守員は、機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。

エ 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

(5) トナー供給

複合機稼働に必要なトナーについては、不足が生じないように予備品を含めて適宜供給すること。

(6) 保守実施報告

ア 点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に担当職員に速やかに報告すること。

イ 作業終了後に担当職員に対して、任意の報告書を提出すること。

(7) 安全の確保

ア 安全管理として、機器の保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。

イ 保守作業に当たって、知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開示、漏洩又は、他の目的に使用するなどしてはならない。

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（12ヶ月）

3. 責任の所在

製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ、打ち合わせを行うこと。

5. 人権尊重のためのガイドライン

乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

6. 環境負荷低減への取組

乙は、本契約の履行にあたり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の低減、資源の再利用に努めるものとする。

複合機の構造及び機能

項目			カラー高速
コピー機能	ア	解像度・階調	600dpi 以上・256階調以上
	イ	コピーサイズ	定型：A3～はがき（100×148mm） 不定形：幅90～32mm、長さ148×457.2mm
	ウ	印刷速度・方式	・フルカラー A4（横） 55枚（片面印刷時）、モノクロ A4（横） 55枚（片面印刷時） ・ウォームアップタイム：21秒以内 ・ファーストコピー：モノクロ 2.9秒以内 フルカラー 4.2秒以内
	エ	給紙方式	トレイ方式とし、手差しによる給紙も可能であること トレイはA3からB5判までの装着が可能出ること
	オ	給紙容量	トレイ数は3段以上とする（手差しは含まない） 最大総給紙可能容量 3,430枚以上
	カ	拡大縮小印刷	A3～B5の相互間で拡大縮小印刷が可能であること
	キ	予約コピー	可能であること
	ク	ページ印字機能	可能であること
	ケ	指定色消去	指定色消去機能があること
	コ	複写倍率	25%～400%の間で1%刻みで設定可能、固定倍率ボタンにて10項目以上対応できること
	サ	両面印刷機能	可能であること
	シ	自動原稿送り装置（ADF）	装備すること
	ス	セキュリティ	HDD残存データ一括／随時消去。HDD蓄積データ暗号化
	セ	マルチアクセス	コピー中のプリント（FAX）出力およびプリント（FAX受信中）のコピー出力が可能なこと
	ソ	2色コピー	10種類以上の変更色があること
プリンタ機能	ア	解像度	600×600dpi 以上
	イ	連続印刷速度・方式	コピー機能と同速以上とする
	ウ	プリンタメモリ	4GB以上
	エ	LAN対応	1000BASE-T/100BASE-T/10BASE-T対応可能なこと
	オ	地紋印刷機能	出力可能であること
	カ	スタンプ印字機能	可能であること
	キ	セキュリティ	プリントアウトに際しセキュリティを考慮した機能として使用者が複合機を操作しないと出力できない 機能を有すること
フィニッシャー機能	ア	丁合方式・部数	中綴じが可能なこと・最大3,200枚までの排紙が可能なこと
	イ	ステープル機能	手前、奥1ヶ所止め、平行ヶ所止めが可能なこと
	ウ	パンチ機能	可能であること
スキャナー機能	ア	解像度	100～600dpi 以上
	イ	階調	モノクロ2階調、グレースケール256階調、フルカラー RGB各256階調
	ウ	接続方式	LAN接続
	エ	読み取り速度	モノクロ/カラー 80ページ/分以上
	オ	画像形式	TIFF形式、JPEG形式、PDF形式に対応できること
	カ	画像取り込み方式	・機器本体からPCIにPDFの形式で送信できること ・USB、SDカード、MicroSDカードへ保存できること
	キ	セキュリティ	HDD残存データ一括／随時消去。HDD蓄積データ暗号化
ファックス機能	ア	読み取りサイズ	最大 A3
	イ	メモリー	4MB以上
	ウ	伝送時間	G3：約3秒
	エ	ワンタッチ登録件数	2,000件以上
その他	ア	電源	AC 100V 15A 50/60Hz 共通
	イ	消費電力	最大1.5KW以下
	ウ	設置サイズ	幅1,300×奥行685以内に設置可能なこと
	エ	取り忘れライト	排出時にランプが点灯し、取り出しまで消えないこと
	オ	紙詰まり	紙詰まり時に場所を検知するランプが点灯すること
	カ	人感センサー	人感センサーは使用時以外反応しないこと
	キ	結露防止	機械の結露を防ぐヒーター機能を有すること

注1 ファックス機能は2台の内1台が保有
注2 この仕様書の記載内容等についての質問等は、担当者にお問い合わせください。